

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 平成31年3月15日（金）
午前11時13分から午後0時13分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 傍聴者 1名
- 6 事務局出席者 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子
- 7 会長あいさつ
- 8 協議事項

（1）ふれあいトークの報告書の最終確認について

【泉町】

（後ろから5枚目裏）区長の要望者→区長の要望書

【中野町】

（後ろから3枚目表）1億5千万→1億4千万（確認する）

【文化協会】

斜め線が入っていたりいなかったりする→なしにする

【稻荷町】

訂正なし

（2）次年度への引継事項について

宮川会長：先の議会基本条例検証特別委員会が出た案件を引継ぎたい。改選後のことまで決める必要はないかもしれないが、会長の要望として、改選後最初の本協議会で、課題の提案を議員からいただき、第2回目を速やかに調整して、次年度取り組むべき課題を定めていただくことでどうか。

大野議員：改選後、5月の議会報告会が開催出来ないので、6月定例会後に開催することを確認しておきたい。

宮川会長：日程は改選後のメンバーで決めていただくが、6月議会終了後に開催する方向性で。また、次年度の視察依頼が既に何件か届いており、これはお断りしている。改選後は早いうちに受け入れ態勢が取れるよう、要望したい。

（3）その他

【請願第2号 市民参加の実効性を求める請願】

宮川会長：是非に関しては議会運営委員会で決定する内容だが、私見だが、趣旨採択に関しては、温度差があって然るべきだと思う。全く同じ意見で物事が決められるのであれば、趣旨採択にはならない。みなさんの意見を

いただきたい。

関戸議員：議会運営委員会にて、議会基本条例第4条の2、市民の多様な意見を的確に把握し市政に反映させるための運営に努めることと謳っているので、あえて記載の必要はないのではないかと発言した。特に必要ないと思う。

伊藤議員：慎重にやらないといけないと思う。あえて記載は必要ない考える。

鬼頭議員：議会運営委員会でも意見交換をしたが、趣旨採択の部分が難しいのではないかと、もう少し皆さんの意見を聞きながら決めていきたい。私は②の表現が少し重いと思う。

堀議員：第4条は原則論が書いてある。具体的なことは請願のところに書いてあって、①の採択について、これまで議会として自治法の規定を行使してこなかったことは事実であり、積極的に進めるという意味では、①は必要だろう。②は姿勢として、前向きなことは書いていいのではと思う。

木村議員：趣旨採択についてどう考えるかを発言することを提起したのだが、請願についてどうするかの話になってしまっている。趣旨採択の定義は用語集に記載されているので、その内容で対応すればいいと思っている。実現性において困難だと判断した場合に不採択とすることもできないとしてとらえる請願の意思決定方法の一つ、その内容は妥当であるがというところがあるが、すぐに実現できないとしても、その方向で議員は執行機関に働きかけていくことは間違いないことだと思うので、そういった意味で、請願者は文書を出してほしいということなので、それは当然だと思っている。請願に対する態度はこの場で言う必要はないと思っている。趣旨採択というのはそういうものだとして位置付けて、議員はその立場で執行機関に働きかける。現実的には実現が困難でもそういう姿勢で臨むということを議員の姿勢として持つことが必要であると考えている。

梶谷議員：私もそう思って紹介議員になったので、重く受け止めて努めなければならないと思うので、記載できたらと思う。

相原議員：趣旨採択に対しての請願者の気持ちからこれは出たわけで、趣旨採択そのものを問題にするなら、趣旨採択をもう一度慎重に考えざるをえなくなって、二者択一になってしまう。②については慎重に考えなければいけない。そこまで入り込むべきか。趣旨採択そのままのグレーでいいのではと私は思う。

梅村議員：請願事項、見方によっては当然やらなくてはならないものだと思う。しかし、条文に記載となると、ここまで書いていいものか悩むところもある。第10条の5項では、議会は市民との意見交換の場を設けるもの

とするとあるが、意見交換で出たものはどうなるかとか、そういうことまでは条例に書いていない。請願・陳情についてだけこういうことを書くというのは条例の仕立てとしては好ましくないのではないと感じる。また、請願趣旨前半のほうが、この方々の出された請願が趣旨採択となって、岩倉市保育園適正配置方針が決まったと、そういうことが住民自治の機能不全に陥っていると書かれているが、私はそうは思っていないので、この方の方の考えていることも少し受け入れられないと感じている。条例に書くよりも、年度末に請願事項を整理して現状どうなっているのか、これに対してどういう対策をとっているのか、そういう取組をしていくことを決めたほうがいいと思う。やっているということを、機能不全ではないということを見える化するほうがいいと感じている。

黒川議員：請願についての賛否は述べない。私が感じていること、会議規則第98条第2項で採択、一部採択と趣旨採択も含む、採択すべきものと決めた請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの、並びに処理の経過・結果の報告を請求することを適当と認める請願については、その旨を付記しなければならないという定めがある。第99条では、議会の採択した請願で、その処理経過及び結果の報告を請求することに決めたものについては、これを請求しなければならない、そういう定めがあるが、今までこういったケースはなかった。なぜかというとなら、請願は国や県に対して提出するものが多かった。市長に出す請願はあまりなかった。それが発送されなかったのは特段の理由があるわけではない。今回の指摘を受けて、市長宛てに出すものは、処理経過や処置の状況について請求することを、送付する際に附記していく。それは議決事項だと思う。そういうことをしてこなかったのが、請願者からどうなっていますかと聞かれた時に答えられなかった。そういう反省に立って、今後は議員全員で注視していく、まずはそういうことの実践に取り組んでいくことが重要である。

須藤議員：請願者と私の間では、趣旨採択についての思いが違うと思う。だからこういう請願が出てくると思うが、趣旨採択が駄目なら、賛成か反対のみになるので、そのように議会で取り決めをした方がいいと思う。

塚本議員：趣旨採択とは、請願の願意については十分理解できるが、実現性の面で確信が持てないといった場合にとられる請願に対しての決定の方法であるという考え方を持っている。実現性の面で確信が持てないというのが趣旨採択である。

鈴木議員：同様の意見。採択・一部採択は重く受け止め、実現に向けて議員各位が努力しなければならない。しかし趣旨採択は実現の可能性が非常に難しいもの、願意だけ受け止める。時間や予算を要するもの、いろいろな

経緯があって、趣旨採択を選択するので、願意はわかるので、努力はしていくが、そこまで厳しく、請願者の意向は趣旨採択も採択と一部採択に近い主旨でとらえてほしいという感覚で請願が出されているので、そこまでは難しいと思う。①はそういう方向性でいいと思うが、②は厳しいと思う。

大野議員：趣旨採択も採択の一つという考え方はあるが、以前、住宅リフォームの支援を求める請願を過去２回全員賛成で採択している。そういう時は委員会で継続審査として、当局と協議しながら方向性を決めていくことをしていた。市への要望だったので。市への要望の時は、委員会で趣旨採択でもどういう方向性に行ってほしいのかをもっと議論しないと。やみくもに趣旨採択だった。もう少し趣旨採択の方向性を議論した上で、委員会や議会としても方向性を議論したほうがよかった。住宅リフォームのことを前例とすれば、閉会中の継続審査として当局と随時協議をすることをしていたので、それはするべきだと思う。市への請願だった場合は。

櫻井議員：紹介議員になれますか、という話に私は総務委員長なので参加しなかった。そしてこの請願が出てきてぱっと読んで、請願に対して法的拘束力を認めてください、という願意だと受け止めた。いまもそう思っている。実効性を確保するように努めなければいけない、その実現に向けて努力しなければいけない、というのは法的拘束力を言い換えている表現だと思う。執行機関に対して法的拘束力がないとされる請願ですが、と請願者も趣旨の中で書いている。法的拘束力がないことはたくさんある、１００条調査権の件に関しても、警察が持つて行くので議会に残るものはないので、１００条調査権発動しても法的拘束力はない。問責決議も法的拘束力はない。法的拘束力がないことはあります、例えば、請願に法的拘束力や実効性を確保するなら、一般質問したことも全て認めないといけなくなる。ですから、そういう意味で行くと、ある一定、仕方がないところがあると思う。９月に傍聴手続きに関する請願を受けた。あれはサポーターの中では趣旨採択のほうがよかったのではないかという意見があったが、最終的に白黒つける必要があると思ったので、原案の採択をした。ここまではやりすぎだという思いがある。もう１点、会議規則第９９条で、議長は採択したら関係機関に送付しなければならないとあるが、どこに送付するのか、議長が議長に送付するのか。

（「市長」と言う者あり。）

市長になるの、それならいいです。

宮川会長：大きな課題は２点。１点は、議員のそれぞれの趣旨採択に対する認識の温度差、明確に出されているのは、木村議員が言われたようなことが一つのルールだと思う、それを踏まえて、議長が言われた、議会として

の追跡的な部分をどのようにルール化していくかだと思う。例えば、病後児保育の件で、岩倉市の基本的な考え方は病院に委ねるというのがあった。第三者の医師が新たに来ない限りは現状の1か所ではできなかったので趣旨採択にした、その後どうかという追跡はやってきた。それが議会としての対応事例である。もう1点は、櫻井議員が指摘されたような、請願者側の捉え方だと思う。以前岩倉市議会としては、1請願を1議案として扱うという理念の下で、YESかNOしかなかった時期がある。岩倉市に直接願意を届けるものに関しては、調整して意見書であげてもらう、要は請願というかたちをとらず意見書として上げていただくようお願いした、そういった経緯がある。その2点を議会としてどうとらえるか、請願者にどう返すか、我々が考えなければいけない大きな課題だととらえている。その中で趣旨採択に関して実効性を担保するというところの、請願者の思いそれがどこまで実効性を担保できるのかというのが、議会の今後の対応になると思う。

堀議員：実効性の確保と、法的に担保する、似ているが、例えば自治法で「～することができる」という規定がある。できるという規定を条例で「～しなければならない」と規定する、それは実効性の確保であり、法的根拠を条例で持たせることである。そういうことはよくある。請願者が求めているのは、努めてください、努めることを議会として推進してください、という思いである。それは正解だと思う。一般質問とそれとは違う。一般質問は機関ではなくて個人としての意見で、請願は議案として議決するので機関としての意見。議決という重みが違うと思う。

木村議員：趣旨採択がどういうものかということ、温度差はあるにしても、一定こういうものだという確認はされるべきである。用語集に書いてあるし、条例にも書いてある。正当性があるが実現性が困難、不透明、こういったものに趣旨採択、実現性もあるのに正当性もあるものを採択する、そういうとらえかたをきちんとして、どっちかにしなければいけないのではなくて、趣旨採択というのは必要だと思う。請願者が思っているほどの実現性の確保は、本来の趣旨採択とはズレがあると思うが、少なくとも趣旨採択した以上は、議員、議会として、実現性はすぐには無理だとしても執行機関に働きかけていくことは、趣旨採択の意味だと思う。最終的には執行機関が判断するものであると思う。趣旨採択を残していくことが大事だと思う。

鈴木議員：委員会条例第98条第2項に、一部採択、趣旨採択を含むということで、第99条は議長が請願を市長に送付しなければならない、という。一部採択、趣旨採択も請願の願意によって、採択に近いものであれば、そ

の趣旨採択にその旨を付記して趣旨採択とするとか、決めれば、難しいものであればそこまではやらないよ、と。趣旨採択の中の温度差を委員会の中で協議して、これは採択に近いから、その旨を市長に送付するということまで踏み込めば、趣旨採択の取扱いも変わってくると思う。

堀議員：委員会条例と言ったが、会議規則であっても議決案件なので、条例と重みは一緒。

梶谷議員：宮川会長が言われた、市長に直接、意見書として上げていただきたいとなっていたというのがわからない。

宮川会長：請願権は憲法で定められた国民の権利であり、それを侵害することはできない。議長が触れたように、市に対する直接的な請求は、請願が適切かどうかということ踏まえて、直接お願いすることに関して、意見書というものもあるということで、意見書に変えてもらうことは過去にあった。YES か NO かの判断しかなかった時には、多くが正当であっても一部が賛成できない案件に関しては、0 か 100 かという判断をされかねないので、それは意見書のほうが適切かもしれないという、こちらの要望は出したということ。

堀議員：法的拘束力ということについては、執行機関が行うことに法的拘束力は持たせることはできない。議会のルールとして明文化しておく、手続きを定めておく拘束はかけられる、その目的が条例化であり規則化である。その誤解があると思う。

櫻井議員：それなら、今のままで良いのではないか。それで実効性が確保されていないか。

堀議員：できていると思う。鈴木議員が言った、これから共通認識として持たなければいけない。しかし、議会基本条例というのは基本的な議会の憲法なので、そこにきちんと書くということと、細かい規定があるということとは違うと思う。

木村議員：会議規則に書いてあることについて、議会基本条例にも宣言みたいなところで述べるべきではないか、それを述べる必要があるかないかについては、請願の争点になると思う。もう決まっているには決まっている、この請願によってこのことに気づかされた。会議規則に書いてあることをやっていなかったのも、やっていこうということは確認すべきである。

櫻井議員：チーム23条で、2回同じことを書かない、と言われて、削除した。あっちにも書いて、こっちにも書いて、というのは必要ないと思う。

堀議員：念押し規程といって、法律と同じことを書くこともある。あるが、その時は書かないでおこうとした。書き方のニュアンスとして、「努めるものとする」大きな基本条例に書いておいて、具体的なものを「しなけれ

ばならない」と書くこともあるし、それぞれパターンとしてある。

梅村議員：確認だが、今まで市長に送付しなかったというのは本当か。

(発言する者あり)

(音声欠落)

大野議員：閉会中の継続審査事項に、議会で、常任委員会で決めていれば、それと同じ趣旨になるが、何も決めないままいくと、何も決まっていないということになっている。その議会で、請願で、閉会中の継続審査にありますと言えば同じ扱いだったと思う。それ以外のことについては曖昧だったという反省がある。

宮川会長：この件に関しては議会運営委員会にお返しする。

9 報告事項

① プロジェクトチームからの報告

宮川会長：大きな進展はないと思うので割愛する。

② その他

梶谷議員：サポーターとの意見交換会の議事録は、確認は良いか。

木村議員：時間がないので、前もって配布して確認後、議論するという流れが必要。今回は読んで、何かあったら正副議長又は正副会長へ伝えて修正するということでどうか。

須藤議員：I C Tの推進基本計画について、意見がある。予算を送るという話もあった。

宮川会長：予算執行権は我々にはないので、要望を出すということでは。